

山口市太陽光発電施設の設置に関する
ガイドラインの手引き

山口市

ガイドラインの概要

本ガイドラインは、山縣市環境基本条例（平成 15 年条例第 102 号）に基づき、本市に設置される太陽光発電施設に対して、事業活動に伴う公害の防止、生活環境及び自然環境並びに景観等に配慮すべきことを定めたものです。

本ガイドラインの目的は、事業者が市及び周辺地域の住民に対して事業計画を明らかにし、市民が持つ事業に対する不安感を解消するために必要な対応をとり、それによって 2050 年カーボン・マイナス・シティ実現に向けた、地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進を目指すことです。

ガイドライン策定の背景

本市では、令和 4 年に、市面積の約 8 割を占める豊富な森林資源を活かし、2050 年の二酸化炭素排出量実質マイナスにすることを目指す「山縣市カーボン・マイナス・シティ宣言」を表明しました。

本市内で再生可能エネルギー導入のポテンシャルが最も高い太陽光発電施設の導入が進む中で、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」（以下「再エネ特措法」という。）に基づく再生可能エネルギー発電事業（以下「FIT 事業」という。）については、事業計画の認定にあたり地元説明会の開催が要件として定められています。しかし、事業計画の認定を受けず、実施が可能な再生可能エネルギー発電事業（以下「非 FIT 事業」という。）については、再エネ特措法が適用されず、地元説明会の開催が要件として定められていません。近年は FIT 事業に基づく電力の買取価格の低下に伴い、非 FIT 事業が増加傾向にあります。本市内でも非 FIT 事業は増加傾向であり、十分な合意形成がなされないまま太陽光発電施設の設置が進められる事例も確認しています。

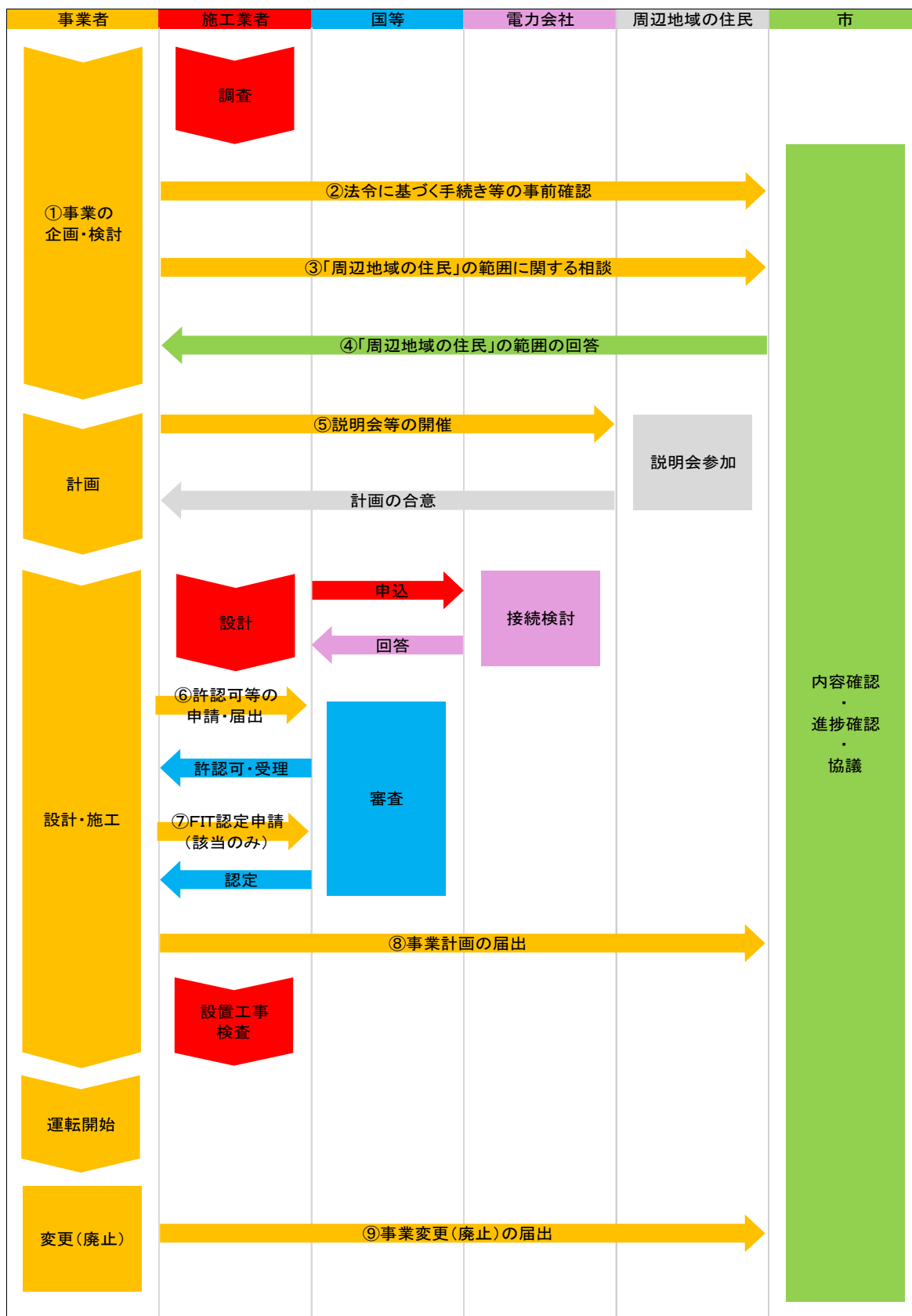
そこで、本市は、市内で太陽光発電施設設置事業を行う事業者に対して、一定の基準を示すため、「山縣市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」を策定しました。

この手引きは、事業の企画から廃止までの流れをまとめたものになりますので、事業用の太陽光発電施設の設置を計画されている場合は、必ず事前にご一読の上、適切な対応をお願いします。

手続きの流れ

手続き内容	手続きの主体	ページ
① 事業の企画・検討	事業者	(4)
② 法令に基づく手続き等の事前確認	事業者	(4)
③ 「周辺地域の住民」の範囲に関する相談	事業者	(4)
④ 「周辺地域の住民」の範囲の回答	市	(5)
⑤ 説明会等の開催	事業者	(5)
⑥ 関係法令許認可等の申請又は届出	事業者	(5)
⑦ FIT 認定申請（該当する場合のみ）	事業者	(6)
⑧ 事業計画の届出	事業者	(6)
⑨ 事業変更（廃止）の届出	事業者	(7)

手続きの流れ



① 事業の企画・検討

資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドライン（平成 29 年 3 月策定）を参考に、事業の企画・検討を行ってください。

本市のガイドラインに基づく手続きの対象かどうか確認してください。

＜ガイドラインの適用対象＞

定格出力が 10kW 以上の太陽光発電施設

※ただし、建築物の屋根に設置するものを除く。

② 法令に基づく手続き等の事前確認

市の関係各課と関係法令適用可否について事前確認を実施してください。

詳しい確認先については、（参考）関係法令確認先一覧を参考にしてください。

＜関係各課＞

1	環境政策室	自然保全、ガイドライン全般に関すること。
2	建設課	景観、開発行為、河川、道路に関すること。
3	農林商工課 農業委員会事務局	農地法、森林法、農業振興地域、碎石法・砂利採取法に関すること。農地転用許可に関すること。
4	生涯学習課	文化財保護法、岐阜県文化財保護条例、山県市文化財保護条例に関すること。
5	総務課	水防法、ハザードマップに関すること。

③ 「周辺地域の住民」の範囲に関する相談

関係法令許認可等の申請又は届出の前までに、「周辺地域の住民」の範囲に関する相談（別紙 1）を市に提出してください。

「周辺地域の住民」（説明会等の対象となる住民）への説明方法・範囲については、資源エネルギー庁の「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（令和 6 年 2 月策定）を参考に決定してください。

＜説明会＞

次のいずれかの要件に該当する事業は、説明会を実施してください。

1	FIT 認定申請要件許認可の対象エリア
2	土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域含む）及び土石流危険渓流区域
3	高圧電源又は特別高圧電源
4	水平距離が 100m 以内に同一事業者が実施する再エネ発電事業があり、その事業との電源の出力の合計値が 50 kW 以上の低圧電源

＜事前周知措置＞

前記の説明会に該当しない事業は、事前周知措置（ポスティング等）にて、周辺地域の住民へ事業周知を行うことが可能です。

なお、説明会要件に該当しない事業でも、説明会の実施が好ましいと判断する場合は、説明会を実施してください。

<範囲>

以下に示す範囲の周辺地域の住民に対して説明会等を実施してください。

1	発電施設の敷地境界線からの水平距離が一定範囲内に居住する者 (低圧電源) 100m (高圧電源又は特別高圧電源) 300m (環境アセスメント対象事業) 1km
2	発電施設に隣接する土地又はその上にある建物を所有する者
3	市から範囲に加えるべきと意見があった者

④ 「周辺地域の住民」の範囲の回答

説明会等に関する相談が終了した後、市より「周辺地域の住民」の範囲に関する相談の回答（別紙2）を通知します。

⑤ 説明会等の開催

市からの回答をもとに、周辺地域の住民に対して、説明会等を実施してください。

※周辺地域の住民に対して説明をした内容について、説明会等実施状況調書（様式第2号）を作成してください。

以下の事項を参考に、説明を行ってください。

1	事業者の会社概要及び施工実績
2	発電施設の概要及び事業計画
3	景観や生活環境の保全対策
4	発電施設設置工事の施工方法
5	災害防止対策
6	安全対策
7	事業廃止後の撤収又は継続計画

工事着手時等のタイミングで周辺地域の住民等とトラブルになる事例が発生しておりますので、この段階から十分に説明しておく必要があります。

⑥ 関係法令許認可等の申請又は届出

関係法令許認可等について、関係機関に申請又は届出を行ってください。

⑦ FIT 認定申請（該当する場合のみ）

再エネ特措法に基づく FIT 認定を受ける事業者は、資源エネルギー庁に事業計画認定を申請してください。

⑧ 事業計画の届出

設置工事に着手する 30 日前までに、事業計画書（様式第 1 号）、説明会等実施状況調書（様式第 2 号）及び添付書類を市に提出してください。

※事業計画書の提出時に添付できない書類がある場合は、別途提出可能となった段階で速やかに提出してください。

設置工事及び維持管理の際は、以下の事項を遵守してください。

1	周辺地域の住民との協調を保つこと。
2	発電施設の構造は、各種技術基準に適合すること。
3	雨水等による土砂・汚泥の流出や水害等の災害防止対策を講じること。また、災害発生時等には、発電施設外への影響を最小限にとどめるよう適切に対応すること。
4	既存の地形や樹木等を生かしながら、周辺の良い景観に支障を与えないよう、周辺環境や景観との調和に配慮すること。
5	災害発生時等の緊急連絡に対応するため、設置者の名称及び連絡先を記した標識を設置すること。また、災害発生時等に、速やかな対応がとれるよう緊急連絡体制を整備すること。
6	事業実施区域内の除草等環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤その他の薬剤を使用する場合は、周辺環境に影響が及ぼすことがないように十分配慮すること。
7	パワーコンディショナー等からの騒音、振動等やパネルの反射光により周辺的生活環境に支障を生じさせないように、必要な措置を講じること。
8	発電施設の周囲に柵塀等を設置し、発電施設内への第三者の侵入を防ぐ措置を講じること。
9	発電施設の設置に伴い発生した廃棄物については、周辺環境に影響がないよう、適切な処理を行うこと。
10	発電施設に起因して発生した苦情等に対しては、迅速かつ誠実な対応をとること。
11	発電施設計画の段階から事業終了後の将来計画を十分検討するとともに、廃止に要する経費等を計画的に調達、手配すること。

⑨ 事業変更（廃止）の届出

事業計画書の提出後に事業内容の変更があった場合または事業を廃止した場合は、速やかに事業変更（廃止）届（様式第3号）及び添付書類を市に提出してください。

事業の変更及び廃止の際は、以下の事項を遵守してください。

1	事業を継承する場合は、把握している又は予想されうる管理運営及び廃止等の条件について、責任を持って引き継ぐこと。
2	発電施設を廃止する場合は、速やかに事業者の責任により関係法令、関係ガイドライン等に基づいて、撤去等適正に処理すること。撤去にあたっては、廃止後の土地利用に応じた処理をし、周辺的生活環境等に影響を及ぼさないよう十分に配慮すること。

【必要書類】

	届出書類	添付書類
①	—	—
②	—	—
③	「周辺地域の住民」の範囲に関する相談 (別紙1)	<input type="checkbox"/> 関係法令手続き状況が分かる書類 <input type="checkbox"/> 説明会等実施範囲が分かる資料 <input type="checkbox"/> 説明資料、配付資料
④	—	—
⑤	—	—
⑥	—	—
⑦	—	—
⑧	事業計画書 (様式第1号)	<input type="checkbox"/> 土地利用計画(縮尺:1/1,000以上) <input type="checkbox"/> 事業実施体制図 <input type="checkbox"/> 関係法令手続き状況が分かる書類 <input type="checkbox"/> 関係法令による許認可・届出等の写し <input type="checkbox"/> 再エネ特措法における事業計画認定書等の写し(該当のみ)
	説明会等実施状況調書(様式第2号)	
⑨	事業変更(廃止)届 (様式第3号)	<input type="checkbox"/> 変更(廃止)の内容が分かる書類
	説明会等実施状況調書(様式第2号)	

その他必要に応じて書類提出を求める場合があります。

必要書類について、郵送又はメールにて以下提出先に提出をお願いします。

<提出先・問い合わせ先>
 〒501-2111
 岐阜県山県市高木1000番地1
 山県市役所 市民環境課 環境政策室
 電話 0581-22-6828 (平日9時から17時)
 メール kankyo@city.gifu-yamagata.lg.jp